

令和8年度野田市教育委員会重点施策

◎教育総務課

重点目標

- (1) 教育委員会の機能の充実
- (2) 学校施設・設備の充実

具体的施策

- (1) 教育委員会の機能の充実

①教育委員による教育機関の視察等

- ・教育委員としての見聞を広めるため、教育機関の視察を行い、学校等の現場の様子や課題等を把握する。令和8年度は、公開研究会への参加、教育授業の視察を予定する。

②各事業における検討課題の推進

- ・市議会において「見直し又は検討する」と回答している事業について、その後の方向性や進捗を定例会において報告を行う。

③学校事務の効率化

- ・学校の修繕や物品購入に伴う契約及び支払事務等の効率化を図る。事務職員に対し、支払事務の研修を行う。

- (2) 学校施設・設備の充実

①野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設管理等の実施

- ・野田市学校施設長寿命化計画に基づき、施設管理等を行うため、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設管理に努める。
- ・小中学校の校舎内トイレの洋式化については、児童生徒用トイレの洋式化を計画的に進める（令和8年度までに全中学校完了）。
- ・防災拠点としても機能する小中学校の体育館に空調設備を設置する（令和8年度に中学校に設置完了、小学校は3校の工事設計業務を実施）。
- ・避難所としても利用する中学校屋内運動場のトイレについて、改修工事を実施し洋式化を進める。

②学校敷地内の立木に対する計画的剪定等の実施

- ・小中学校及び幼稚園の敷地内の立木が高木及び老木化しているため、剪定及び伐採について計画に基づき5カ年計画で実施する（令和6年度から令和10年度までの3年目）。令和8年度は、計画期間内で剪定未実施の学校の樹木について、敷地外への越境及び建物等に接触している枝の影響度合いの優先付けを行い、実

施年度の見直しを行う。

③福田地区義務教育学校の開校に係る改修工事

- ・福田地区の小中学校を統合し義務教育学校を令和 10 年度に開校するため、福田中学校を改修する工事を令和 8 年度及び 9 年度に実施する。

◎生涯学習課

重点目標

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
- (4) 伝統文化の継承
- (5) 文化の発信と振興
- (6) 生物多様性自然再生の取組
- (7) 家庭教育学級の充実
- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
- (10) 生涯学習施設・設備の充実
- (11) 青少年の健全育成活動の推進
- (12) 青少年の非行・被害防止
- (13) 地域との連携の推進

具体的施策

(1) 生涯学習の充実

①生涯学習情報の提供

- ・市民の生涯学習機会の充実を図るため、各公民館、生涯学習センター及び各コミュニティ会館の講座やグループサークル情報を取り纏め、学習を希望する市民に対し、ホームページなどで情報を提供する。大学や民間団体等が行う学習機会の情報についても市ホームページでの一元化を図る。

②高齢者向けスマートフォンの使い方講座の開催

- ・高齢者のスマートフォンを利用した情報の収集及び伝達の手段の拡充を図るため、65歳以上の市民を対象に、スマートフォンの使い方の講座を開催する。

③市民提案による公民館事業の実施

- ・市民や団体が持つ知識や経験を、公民館で実施する講座や催しに反映し、市民主体の活動を支援することにより、公民館とともに地域の活性化と地域で活動する団体の育成を図るための市民提案事業を開催する。

(2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組

①鈴木貫太郎記念館建設準備担当と協調した鈴木貫太郎記念館の再建に向けた取組

- ・記念館の再建を計画的に進めるため、市政推進室と連携しながら広報活動等を行うとともに、現記念館への来館者に対して、貫太郎翁の功績の解説及び再建への取組を周知する。

②現鈴木貫太郎記念館の所蔵資料の修復

- ・記念館の再建に向け、展示資料としての価値を失うことのないよう鈴木貫太郎記念館資料修繕計画に基づき所蔵資料の修復を行う。

(3) 史跡や文化財の保存と活用

①史跡や文化財の活用

- ・文化財への興味・関心を高めるとともに文化財の正しい理解を深める機会として、小学生を対象に野田市の歴史に関わる出前授業を開催する。
- ・郷土博物館と連携し、近代化産業遺産のまちなみや醤油醸造関連の文化財等に触れる市民向けのまち歩き事業を実施する。

②文化財保存活用地域計画の作成

- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の推進等の指針とするため、「野田市文化財保存活用地域計画」の作成を継続して行う。

(4) 伝統文化の継承

①市内に伝わる民俗芸能の保存、後継者の育成

- ・「野田市民俗芸能のつどい」の開催を支援し、多くの市民に鑑賞していただくよう努め、活動内容の情報を発信することにより、市内に伝わる民俗芸能の保存、後継者の育成を図り、伝統文化の継承に努める。

(5) 文化の発信と振興

①市民の文化・芸術活動の推進、奨励

- ・より一層の文化・芸術活動の振興を図るため、市民の文化・芸術活動の成果を発表する場として「野田市文化祭」を野田市文化団体協議会と共催し、多くの市民に鑑賞していただくよう努め、活動内容の情報を発信する。
- また、市民の文化・芸術活動を推進するため、関東規模以上の大会に出場、出品した個人、団体に対して奨励金を交付するとともに、市報や市ホームページを活用した周知に取り組む。

②絵画展示事業の実施

- ・市民が芸術に触れ合い情操を豊かにすること並びに文化芸術活動の振興を図るため、野田美術会会員の優れた作品を市役所エレベータホール及び展望ロビーに展示する。また、「子ども美術展」として、こども県展に入賞した市内小中学生の作品を中央公民館等に展示する。

(6) 生物多様性自然再生の取組

①公民館及び生涯学習センターにおける環境教育学習の推進

- ・野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子供たちに継承していくため、生物多様性の重要性を市民によりわかりやすく伝え、理解していただくことを目的に、

公民館及び生涯学習センターにおいて、児童生徒や一般市民を対象として、江川地区などでのフィールドワークや環境教育講座を実施する。

(7) 家庭教育学級の充実

①公民館における連続講座の開設

- ・保護者が、子供の心身の発達や子供たちを取り巻く様々な問題を理解し、家庭教育の必要性と親子の関わり方を学ぶ機会として、公民館において連続講座を実施する。開催日程や周知方法等を工夫し、共働きの保護者でも参加しやすくなるように努める。

(8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組

①関係課と連携した訪問型も含めた家庭教育支援事業の実施

- ・福祉や学校教育などの関係機関と協力し、子育て中の親子の居場所づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」を開設し、親子のふれあい、絆を深めることができるよう努めるとともに、他の親子と交流を図る目的として「親子参加型講座」を開設する。また、孤立しがちな親や困難を抱える親等に対して、家庭教育支援事業の情報提供と家庭教育相談を実施する。家庭教育学級への参加機会を拡大するため、就学時健康診断や入学説明会などの機会をとらえ、学校を会場とする出前講座を開催する。

②子ども未来教室の開設

- ・土曜日に学校で勉強したいと希望するすべての小学生及び中学校3年生に対し、学習機会を提供する。小学生については全学年を対象とし、第2又は第4土曜日に国語と算数の学習支援を行う。中学生については、部活動を引退した3年生を対象とし、第1及び第3土曜日に英語と数学の受験対策にもつながる学習支援を行う。

(9) いじめ・虐待防止対策の推進

①公民館長と地域の方々との情報交換の実施

- ・児童虐待事件に係る再発防止策の一つとして、各地区の公民館長が地域の自治会長等と懇談会や情報交換により、虐待防止対策への意識を共有する。

②公民館講座等におけるいじめ・虐待防止の啓発

- ・子育て中の孤独感を払拭し、子育ての悩みや疑問、不安の解消を図るとともに、家庭教育の必要性と親子の関わり方を学ぶ機会として、家庭教育学級の公民館における連続講座及び学校での出前講座を実施し、子育て中の親子の居場所づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」を公民館で開設する。また、青少年補導員の街頭補導におけるチラシ配布等により、いじめや虐待を見過ごさない地域社会づくりを啓発する。

- ・いじめ防止のためには、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切であることから、市民セミナー人権コースを開催し、一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会の実現へ向け考える機会とする。

(10) 生涯学習施設・設備の充実

①野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設管理等の実施

- ・野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設の管理に努める。

(11) 青少年の健全育成活動の推進

①青少年育成活動の継続実施及び市民への周知

- ・次世代を担う子供たちが健やかに成長するよう、青少年健全育成団体と協力しながら、各種イベントを実施するとともに、市民へ参加の周知を図る。

②青少年健全育成団体との連携及び支援

- ・青少年の健全育成に携わる団体が、その活動をスムーズに展開できるよう活動場所の提供や補助金の交付を通して活動を支援する。

③青少年健全育成団体間での情報交換の促進

- ・育成団体の会議等に市職員が出席した際に青少年の健全育成に関わる情報を提供し、情報交換、共有を図る。

(12) 青少年の非行・被害防止

①街頭補導の実施

- ・安全安心な社会環境実現のため、青少年センター及び青少年補導員らにより、合同街頭補導を始め市内で実施されるイベントや県下一斉に実施する街頭補導において、「愛のひとこえ活動」を行いながら、非行防止・健全育成や不審者対策等に努める。

②情報モラルに関する啓発活動の強化

- ・保護者を対象に、子供たちがインターネットやスマートフォンを安全に正しく使うための講習会を開催し、フィルタリング等による監視・制限を行うことでネット利用環境を整え、安全に利用するための危機管理意識を高める。

③子ども安全情報のメール配信

- ・学校や保護者からの不審者情報をメール配信し、家庭・地域・学校と情報を共有して、児童生徒を被害から未然に防止する。

④青少年センターの機能の充実

- ・青少年を取り巻く社会環境は、情報化社会、グローバル化、少子高齢化の進行などによって大きく変化しており、青少年問題も多様化・複雑化している。相談体

制の構築やネットパトロールの実施について検討し、青少年の健全な育成を図る。

(13) 地域との連携の推進

①オープンサタデークラブの実施

- ・子供たちに体験を通して「豊かな人間性の育成とともに規範意識を育む」場を提供するため、学校休業日の第1、第3土曜日に地域の教育力を活用したスポーツ、文化、芸術にかかわる課外活動のオープンサタデークラブを開催する。

②地域における健全育成活動の推進

- ・挨拶を地域全体に広め、明るく健全な地域社会になるよう、青少年相談員による子供たちの体験活動の促進やおおいそら運動の活動等との協働により、地域住民の絆を深め、地域全体で子供たちの成長を支える。

◎興風図書館

重点目標

- (1) 図書館機能の充実
- (2) 地域との連携の推進
- (3) 野田市コミュニティ会館の利用促進と施設管理

具体的施策

(1) 図書館機能の充実

①図書館資料及び設備、環境の充実

- ・生涯にわたる学習意欲を高めるための礎となるよう、図書館資料の充実を図る。
また、図書館らしい「場所」の提供を実現するため、設備、環境の整備を図る。

②情報提供機能の充実

- ・レファレンスサービスを担当する職員の人材育成や、インターネットを利用したパソコンや携帯電話からの図書館資料の検索・予約サービスを充実させる。

③ユニバーサルアクセス実現の推進

- ・従来のハンディキャップサービスで大活字本を計画的に整備するとともに、電子図書館サービスにより「読書バリアフリー」の実現を図る。

④読書普及活動の推進

- ・図書館講座やおはなし会、ブックスタート事業等の読書普及活動や、ホームページ、SNS等を活用した広報活動を実施して図書館利用の促進を図る。

⑤野田市子どもの読書活動推進計画の策定

- ・すべての子どもが本に親しみながら成長していくために、文部科学省や千葉県教育委員会の指針に基づいて、読書活動推進計画を策定する。

⑥民間活力を生かした図書館サービスの充実

- ・民間活力を生かし図書館サービスの充実に努める。

(2) 地域との連携の推進

①学校（図書館）と連携した読書普及活動の推進

- ・興風図書館の司書による教職員や学校図書館支援員、学校図書館ボランティア等への指導・助言を行い、学校図書館の運営支援を行う。
- ・小中学校の児童生徒等の読書を推進するため、興風図書館と指導課との協働により、読書推進業務を実施する。
- ・図書館と学校が連携し、子どもたちの「生きる力・考える力」を養うことを目的とした事業を運営し、図書館の利用促進を図る取組を実施する。

②児童センターと連携した読書活動の推進

- ・野田市立児童センターの図書コーナーについて、興風図書館の司書が児童センタ

一職員と連携して図書資料の配架と利用促進を図り、子供たちと本をつなげる読書活動を推進する。

③他機関との連携・協働の推進

- ・博物館、公民館、地域の大学や民間団体等との連携・協働を推進し、図書館サービスの拡充に努める。

(3) 野田市コミュニティ会館の利用促進と施設管理

①各コミュニティ会館の利用促進

- ・地域住民のコミュニティ活動の場として積極的な活用ができるよう、状況を把握・分析し、更なる利用につなげる広報活動を行う。

②野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設や設備管理等の実施

- ・野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設や設備の管理に努める。

◎学校教育課

重点目標

- (1) 学校教育環境の整備
- (2) 確かな学力の向上
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 学校給食の充実
- (5) 生物多様性自然再生の取組

具体的施策

(1) 学校教育環境の整備

①学校規模及び学校配置の適正化

- ・全国的な出生率の低下による少子化が進む中、学校において児童生徒が社会性やコミュニケーション能力を育んでいくためには、一定規模の集団を確保する必要があることから、子供たちのための適切な学校教育環境を整備していくため、統廃合を含めた市立小中学校の適正規模・適正配置等について、具体的な議論を進めていく。
- ・令和 10 年度の福田地区義務教育学校開校に向けて、教育課程の検討やスクールバス導入準備、施設整備等を進めていくとともに、統合を見据えた地区内 4 校の児童生徒間の交流や、小学校 3 校の閉校に向けた準備等を進めていく。

②学校運営の支援

- ・教職員の適正な人事異動の実施に加え、サポートティーチャーや普通・特別支援学級の児童生徒支援員、音楽専科教員、小規模特認校講師等に適切な人員を配置するほか、県のスクールサポートスタッフの活用及び学校事務支援員の新設により、円滑な学校運営を支援し、子供たちの教育環境の維持及び整備を図る。

③特別支援学級・通級指導教室の充実

- ・児童生徒一人一人の状況に合わせたきめ細かな指導を行うため、特別支援学級及び通級指導教室へ適切な職員を配置するとともに、進級予定や入級希望を把握した上で必要となる学級の新規開設を図る。

④要・準要保護及び特別支援学級児童生徒への就学援助

- ・経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を実施する。認定基準については、生活保護収入基準の 1.6 倍とし、引き続き経済的困窮世帯を支援する。また、特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

⑤教職員の働き方改革と労働安全衛生管理

- ・子供たちへより良い教育を実践していくため、指導・教育する立場である教職員

の時間外勤務削減を含む働き方改革に取り組むとともに、労働安全衛生管理体制を整備し、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保を図る。

- ・学校における働き方改革を一層推進するために、改正された給特法(※)及び国指針に基づき令和7年度中に市教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」を推進していく。併せて、同計画の策定について8年度当初に総合教育会議へ報告する。なお、翌年度以降は、計画の実施状況について総合教育会議へ報告するとともにホームページで公表する。

(※)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

⑥教職員の資質向上及び不祥事根絶への取組

- ・県の「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえて各種研修を実施し、教員の資質向上を図る。特に、初任者研修(県)や、新任校長・教頭・主幹教諭・教務主任研修(市)の実施により、新規採用者や新任管理職等の資質向上を図る。
- ・各校から選出されたモラールアップ委員会の代表者による代表者会議を開催し、各校の実践報告や情報交換を行うとともに、東葛飾地区モラールアッププロジェクト委員会に参加し、他市の活動との比較検討や情報交換を行い、各校にフィードバックすることで市内全校のモラールアップを図る。
- ・学校教育課による不祥事の原因分析及び防止対策を基に、映像を含む研修資料を各校に配付し、管理主事を講師として不祥事根絶研修を実施する。

⑦いじめ・虐待防止に向けた取組

- ・指導課及び子ども家庭総合支援課分室と連携し、校長及び教頭を対象とした研修会において虐待案件に対する対応についての研修を実施するとともに、小学校5年生を対象とした、いじめ防止についての研修を実施する。

(2) 確かな学力の向上

①サポートティーチャーの配置事業

- ・小中学校にサポートティーチャーを配置することにより、担任や教科担任を含めて複数で指導に当たり、個々に応じたきめの細かい指導を行うことで、学力の向上を図る。

(3) 健やかな体の育成

①口腔保健の推進

- ・児童生徒を対象とした歯科検診を実施するとともに、野田市歯科医師会と協力して「歯と口の健康週間」を実施し、口腔保健の推進を図る。

②生活習慣病対策の推進

- ・小児期における生活習慣病対策として、5月の定期健診結果によるすこやかノートの配付、学校保健会との共催によるサマースクールの実施に加え、10月の生

活習慣病健診を実施し、年間を通した生活習慣病対策を推進する。

③薬物乱用防止教育の実施

- ・国の第六次薬物乱用防止五か年戦略に基づき、全ての中学校で年1回以上薬物乱用防止教室を開催するとともに、薬物乱用防止標語の出品を通じて児童生徒に対する啓発機会を創出し、薬物乱用防止教育の充実を図る。

(4) 学校給食の充実

①給食費と保護者負担軽減策

- ・国が新設する学校給食費負担軽減交付金の活用に加え、市が公費負担することにより、小学校の給食費を完全無償化する。併せて、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の中学校における学校給食費について、県の公立学校給食費無償化支援事業を活用して引き続き無償化する。
- ・地産地消の推進と子供たちの郷土意識の育成や地元の農業振興につなげるため、学校給食に野田産米を使用し、購入費については引き続き市が全額公費負担することにより、保護者負担の軽減を図るとともに食材の安定的な確保と給食水準の維持向上を図る。

②食育の推進

- ・6月19日及び11月19日を「のだの恵みを味わう給食の日」として、市内統一で野田市の特産物を利用した献立の日に指定し、国と県の食育月間と併せて地産地消及び食育の推進を図る。

③安全安心な給食の提供

- ・野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルにより、安全を最優先とした対応方法及び対応内容を徹底し、食物アレルギーを有する児童生徒にも可能な限り給食を提供する。
- ・衛生管理研究会を市内各校で実施し、衛生管理面の改善を行う。また、納品食材の細菌検査を実施し、衛生管理状況を確認する。
- ・野田市学校給食異物混入防止マニュアルを遵守し、全教職員及び調理従事者が異物混入防止に努め、異物混入が確認された場合には適切かつ速やかに対応するとともに、教育委員会へ報告する。

④教育委員会による給食費の徴収と債権管理

- ・中学校における給食費の徴収事務を教育委員会が実施することにより、学校現場における教職員の負担軽減を図る。また、未納及び滞納給食費の徴収においては法律事務所の活用を継続するとともに、居所不明者等の徴収困難な案件については野田市私債権管理条例に基づく債権放棄を検討する等、適切な債権管理を進めていく。

⑤学校給食施設の老朽化対策

- ・経年による老朽化の進行が特に著しい野田市学校給食センター、南部小学校給食室の2施設について、順次整備を進める。
- ・他の給食施設の整備方針の策定については、給食施設だけではなく、市内全体における学校配置の適正化も含めた検討が必要となることから、今後の行政改革推進委員会で併せて議論していただき進めていく。なお、議論していただく給食施設の整備方針については、学校施設の長寿命化を原則としつつ、調理場方式については単独給食校と給食センター方式に加えて、親子方式や、中学校を拠点とする拠点校方式も検討することや、食育の充実、地場産物の活用といった学校給食が果たすべき役割を踏まえ、重層的に検討する。

(ア) 野田市学校給食センターは、令和7年度に引き続き新築工事及び備品購入等の準備を進め、令和8年9月に稼働開始する。

(イ) 南部小学校は、給食室を建替える計画として、教育総務課と連携し、令和7年度に引き続き設計を行う。

⑥学校給食施設における空調設備の整備

- ・近年の異常な温暖化は想定を大きく上回っており、調理員の職場環境を早急に改善する必要があることから、給食室への空調設備の導入について、教育総務課と連携して進めていく。老朽化が著しい施設から整備することとし、令和8年度は北部小学校と川間小学校給食室への整備を進める。

(5) 生物多様性自然再生の取組

①学校給食における黒酢米（減農薬・減化学肥料）の啓発事業

- ・保護者対象の試食会、各校の献立表、食育便り等で学校給食に黒酢米・江川米を使用していることを周知し、生物多様性自然再生の取組について啓発を進める。

◎指導課

重点目標

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) ICT活用の推進
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
- (6) 安全安心な学校づくり
- (7) 地域との連携の推進

具体的施策

(1) 確かな学力の向上

①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開

- ・授業の中で、ユニバーサルデザインの視点である情報提示、環境整備、学級集団づくりを基に、個に応じた支援の手立てが学級全体に効果のあるものとして保障されることを目指し、全ての児童生徒にとって分かる授業づくりを進める。

②個に応じた特別支援教育の推進

- ・必要に応じて個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図る。
- ・切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談を行うとともに、障がいのある子供もいない子供も、学校生活を通じて相互理解や社会性を育むため、交流及び共同学習の推進を図る。

③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向け、教職員の指導力向上を図るために、各校にて主体的に研究・研修を推進する。

④家庭学習を含めた学習習慣の定着

- ・自ら課題を発見し、その課題を主体的に追究することができる児童生徒の育成を目指す。

⑤幼保こ小及び小中学校連携の推進

- ・野田市幼・保・こ・小連絡会において、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携の在り方を具体化するとともに、小中学校の異校種間交流を通じた、より一貫した指導の充実に努める。

⑥読書・学習・情報センターとしての学校図書館の積極的活用と興風図書館等との連携

- ・興風図書館、学校図書館支援員及び地域教育コーディネーター等との連携の下に、

学校図書館の環境整備及び読書活動の推進を図る。様々な教科において調べたり、知識理解を深めたりする場として学校図書館の活用を推進する。

- ・団体貸出しや図書館を使った調べる学習コンクール等における興風図書館との連携により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

⑦野田市英語教育推進プロジェクトの充実

- ・小中合同研修事業及び中学校教員研修事業において、学習指導要領に対応した小学校教員・中学校教員向けの研修を実施し、教員の外国語教育指導力の向上を図る。
- ・小学校異国文化体験事業において、外部の外国語指導助手（ALT）による出身国の文化の紹介や児童との交流を通して、児童が外国と日本の共通点や違いを認識し、異文化理解を深める。市内3校で実施。

（2）豊かな心の育成

①道徳科の授業を要とした道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」を要として、「命の尊さ」「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「国際理解、国際親善」など小学校 19 から 22、中学校 22 の内容項目について授業を実施する。
- ・学校教育全般において、自分を大切にすることや他人を尊重することを繰り返し指導し、差別や偏見がなく、思いやりのある児童生徒を育成する。

②国や郷土の伝統や文化、生物多様性を学ぶ機会の充実

- ・道徳科の内容項目の一つとして、あるいは社会科や音楽科、生活科、総合的な学習の時間の伝統行事や郷土芸能に関する学習において、伝統や文化を尊重する態度を養う。
- ・主に理科の生物単元や生活科、総合的な学習の時間において、生物多様性について学ぶ機会を設ける。

③学校支援地域本部事業の機能を活かした、郷土の偉人に関する資料の充実

- ・地域教育コーディネーターを活用し、郷土の偉人に関する資料等の情報収集を行うとともに、道徳科や社会科等の授業を通して偉業について学習する。

④豊かな人間関係づくりを核にした学級経営の充実

- ・特別活動の年間計画に位置付け、豊かな人間関係づくり実践プログラムなどを通して、発達の段階に応じた人間関係づくりに必要な基本的な力を身に付けさせ、周りの立場に立って考察する「思いやり」の心を育むことを推進する。
- ・毎日の帰りの会等での話し合い活動を通して、一人一人に自己存在感を感じさせ、つながりのある人間関係を形成する。

⑤学校人権教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の教育を多面的・多角的に行う。
- ・いじめや不登校などの解決を図るための相談体制を充実させる。
- ・教職員の人権意識を高揚させ、人権教育における指導者を育成する。

(3) 健やかな体の育成

①体育科授業を核にした体力向上と健康の保持増進

- ・校内研修会等を通して、体力向上につながる授業の改善を図る。小中学校体育連盟の研修会において、より効果的な指導方法を学び、指導力の向上に努める。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のデータを基に、野田市の児童生徒の実態を把握し、野田市教育研究会体育部会の研修等を通して、体力向上及び生活習慣の育成について周知を図る。

②規則正しい生活習慣の確立

- ・望ましい生活習慣について、運動、食事、睡眠から考え、基本的な生活習慣が身に付くように、学校・家庭で「早寝早起き朝ごはん」を推奨する。

③ラジオ体操の推進

- ・児童生徒の体力向上や健康維持増進のため、体育科授業や運動会等でラジオ体操に積極的に取り組む。

④食育の推進

- ・栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業の推進を図る。
- ・学校便りや給食便り等の活用を推進し、家庭への啓発を促す。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や、「学校給食実施状況調査」「食生活アンケート」による子供たちの朝食摂取状況の分析を行う。

(4) ICT活用の推進

①ICTの有効活用に向けた環境整備の推進

- ・一人一台端末の整備・更新に向けた準備や通信ネットワークの強化・改善、充電保管庫の移設、設置などを実施し、GIGAスクール構想のさらなる充実に向けて環境整備等を行う。

②一人一台端末を有効に活用した授業改善

- ・GIGAスクール構想のさらなる充実に向けて、本市が独自で取り組んでいる第2期NICT（ニクティ）プロジェクトを中心に、教職員のICT活用能力育成と児童生徒の一人一台端末の活用を進める。

③ICTの活用による教職員の業務改善

- ・校務支援システム及び保護者連絡アプリ（LINEスクール連絡帳）の活用やGIGAスクール構想により使用できるようになった機能を積極的に活用することで、業務改善を図る。

④ ICTを活用したオンライン交流学习の推進

- ・第2期NICT（ニクティ）プロジェクトの一環として、オンライン交流学习の事例を共有する。

(5) いじめ・虐待防止対策の推進

①子ども家庭総合支援課との連携

- ・学校や保護者、地域等からの虐待やいじめ等の情報を共有し、指導課と子ども家庭総合支援課とが連携して、未然防止及び早期発見・早期解決につなげる。

②児童虐待防止対応マニュアルの見直しと研修の促進

- ・子供をあらゆる虐待から守るために、本市の学校における児童虐待への対応力と関係機関との連携力を強化する。

③教育委員会アドバイザー、スクールロイヤーを活用した法的マインドの醸成

- ・教育委員会アドバイザー及びスクールロイヤーを活用し、保護者に対して適切かつ的確に対応できるように取り組む。

④学校と関係機関とが連携を深める体制の構築

- ・こども館や学童保育所などの地域の関係機関と情報共有する場を設けていく。

(6) 安全安心な学校（園）づくり

①各種マニュアルの見直し

- ・学校安全計画、危機管理マニュアル、安全マップ等を見直しし、防災教育を充実させていくとともに、児童生徒を交通事故から守るために、関係機関、団体等が連携した通学時の安全対策を総合的に推進するなど、安全安心な学校（園）づくりを進める。

②相談しやすい各種教育相談体制の構築

- ・切れ目のない支援体制作りや多様な学びの場の提供を進めていくため、特別支援学級と通常学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図る。
- ・スクールカウンセラーや教育支援センターひばり、子どもの発達相談室、福祉・医療関係機関等との連携や協力による望ましい教育的支援を実施する。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携、小中学校の異校種間交流を通じた、より一貫した指導の充実に努める。
- ・特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談を行うため、子供たちの就学に関し、一人一人の発達や心身の状態に応じて、個人が持っている力を十分に伸ばすための配慮や支援、適切な教育の場について、丁寧に相談を行う。

③長欠・不登校児童生徒への組織的な支援

- ・個々の児童生徒の成長や発達を支援する視点を持ち、担任一人が抱え込むことがないように、校内では校長のリーダーシップの下、教頭、長欠担当者、教育相談

担当者、学級担任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭がチームとして対応していく。

- ・各校でケース会議を開き、校内だけでは対応が難しい場合、その対応に教育支援センターひばり、訪問相談担当教員等の外部機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につなぎ、協働体制をとって支援する。
- ・不登校児童生徒の支援策として、小中学校各1校を研究指定校に指定し、空き教室などを活用して「校内教育支援センター」を設置し、児童生徒の支援を行う。
- ・教育支援センターひばりにおいて、児童生徒・保護者・教員を対象に教育相談を行い、市内小中学校の長欠・不登校児童生徒へ働きかける。
- ・教育支援センターひばりと小中学校教職員、スクールカウンセラーが連携し、不登校児童生徒が社会的自立に向かうよう支援を行う。
- ・小中学校教職員が、研修を通して、長欠・不登校児童生徒に対する適切な支援方法を身に付け、実践することにより、長欠・不登校の未然防止や解決を図る。
- ・教育支援センターひばりにおいて、学習支援や集団活動を通して不登校児童生徒の自信の回復を図り、学校復帰や社会的自立に向かうよう支援を行う。

④客観的なデータによる学級集団づくり支援の推進

- ・学校生活における児童生徒個々の意欲・満足度やソーシャルスキルの程度および学級集団の状態をアンケートによって測定し、分析することにより、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、よりよい学級集団づくりの支援を図る。

⑤部活動ガイドラインに則った効果的な部活動指導

- ・部活動ガイドラインの運用状況調査をおこない、部活動ガイドラインの活用状況を把握し、児童生徒にとって喜びを味わわせ、豊かな人間関係を築き上げるとともに、顧問である教員が一層のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される指導を展開していけるよう改善を図る。

(7) 地域との連携の推進

①学校支援地域本部事業、東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づく連携事業の推進

- ・学校支援地域本部事業では、市内11中学校区ごとに設置した学校支援地域本部を中心に、学校のニーズに応じ、学校とボランティアとの連絡調整をする地域教育コーディネーターを配置するとともに、中学校区全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
- ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づく連携事業では、野田市の子供たちの「確かな学力」の基礎となる興味関心の向上及びそのための教員の資質・能力の向上を図る。

②キャリア教育の推進

- ・体験活動の充実及びキャリア・パスポートの効果的な活用を通して、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力（基礎的・汎用的能力）の育成に基づくキャリア教育の充実を図る。

③地域人材・地域資源の活用

- ・地域の優れた人材の持つ教育力を積極的に活用し、特色ある教育活動を展開する。
- ・部活動の地域展開では、地域支援によるクラブ化を進めていくにあたり、専門的な指導のもと技能の向上、充実感・達成感のある活動とする。
- ・武道指導を通して、より安全で充実した授業を展開する中で伝統的な活動や礼儀作法等を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図る。
- ・小学校外国語活動を通して、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会を設ける。

④生物多様性自然再生などの環境教育の推進

- ・児童生徒が自然と関わり、生き物とのつながりを意識し、生き物に積極的に関わっていくことができるようになることを目指して、野田市を身近なものとして紹介する。
- ・中学生がカーボンニュートラルについて学び、環境問題に関心を持つきっかけとするため、事業者による市内中学校での出前授業を行う。
- ・自然観察学習等において「しらべてみよう野田の自然」を積極的に活用し、野田の自然について実感を伴った理解の促進を図る。

⑤コミュニティ・スクール導入の推進

- ・「社会に開かれた教育課程の実現」のために、「地域とともにある学校づくり」を更に推進する。